

三重縣公報

告示

●三重縣告示第四百十六号

昭和二十三年三重地方労働委員会委員選出要綱を、次のように定める。

昭和二十三年九月十五日

三重縣知事 青木 理

第一章 總則

第一條 労働組合法(以下法という。)第二十六條第二項及び同法施行令(以下令という。)第三十七條第四項に基づく三重地方労働委員会委員の選出方法は、この要綱に定める手続による。

第二條 この要綱において単位組合とは、縣内に存する単位労働組合及び縣外に本部を有する単位労働組合の支部又は下部組織であつて、その事務所を縣内に有するものをいう。但し、縣内にある単位労働組合の支部又は下部組織であつて、その事務所を縣外に有するものに所属する組合員は、この要綱において、単位労働組合の組合員とは認めない。

第二章 労働者代表委員

第三條 労働者を代表する委員(以下労働者代表委員という。)

第六千六十五号

昭和二十三年九月十五日

水 曜 日

候補者を推選すべき推選母体は、縣内に存する最上級の連合体であつて、所属組合員数五千人以上のものとする。

縣内に存する連合団体又は単位組合であつて前項の連合体に加入してないものは、相互の協議によつて五千人以上の組合員総数で一推選母体を組織することができ、

前二項による推選母体たる連合団体の組合員数は、縣内に存する所属単位組合の昭和二十三年九月十五日現存における組合員登録総数の合計とする。

第四條 前條による推選母体は、昭和二十三年九月二十九日までに次の手続をするものとする。

一 左の事項を記載した届書を知事に差し出すこと。

1) 団体名

2) 代表者氏名及び住所

3) 構成団体名及び構成団体別組合員数(構成員として連合団体を有するものにあつては、更に縣内に存する所属単位組合名及びその組合員数。)

二 その組合員数五千人につき一名の割合で推選委員を選定してその職氏名及び住所を知事に報告する。

前項の構成団体名の届書には、別紙第一号様式による単位組合の「推選母体加入証」を添付する。

静項の「推選母体加入証」は、知事がこれを発行し、労働事務所から各単位組合に交付する。

第五條 前條第二項の推選委員は、その全員で推選委員会を組織し、その代表者及び事務所を定め、これを遅滞なく知事に届け出るものとする。

推選委員会は、各推選母体の資格並びにその所属組合員数を確認し、各推選母体に対してその所属組合員数に應じ、労働代表者委員候補者十五名以上二十名以内を按分比例して割当て、これを昭和二十三年十月五日までに知事に報告するものとする。

第六條 知事は、前條第二項の報告によつて、昭和二十三年十月六日に令第三十七條第四項によつて各推選母体に対しその割当に應じた労働者代表委員候補者の推選を請求する。

第七條 前條の請求を受けた推選母体は、その割当られた数の労働者代表委員候補者を選定し、昭和二十三年十月二十日までに知事に推選書を提出するものとする。

前項の推選書には、推選母体名、その代表者名並びに労働者代表委員候補者の職氏名、年令、住所及び経歴を記載するものとする。

第八條 知事は、令第三十七條第四項によつて昭和二十三年十月二十七日までに推選された労働者代表委員候補者の職氏名、年令、住所及び経歴を公表するとともに、単位組合に対して三重縣公報及び新聞紙上の掲載によつて右候補者に対する推選投票を請求する。

第九條 前條の投票権を有する単位組合は、昭和二十三年九月

十五日までに所轄労働事務所長を経由して設立の届出をなしたものに限り。

前項の単位組合は、公表せられた労働者代表委員候補者中から一名を選定し、その氏名を記載した投票書を昭和二十三年十一月十日までに、第一項の労働事務所長に差し出すものとする。

前項の投票書用紙(別紙第二号様式)は、労働事務所長から各単位組合に交付する。

第十條 知事は、前條第二項の投票書を、直ちに推選委員会に送付する。

推選委員会は、前項によつて投票書の送付を受けたときは直ちに投票数の順位に従ひ、労働者代表委員候補者五名、同予備候補者五名を決定して、その氏名及び得票数を知事に報告するものとする。但し、右の委員候補者の決定についてはその代表する産業別の振り合いを考慮するとともに、労働者代表委員中、官吏、教職員及び官公営事業従業員の労働組合を代表する者は、通じて二名を越さないようにすること。

第十一條 前條の得票数は、投票した組合の組合員総数百人未満の場合は一票、百人以上の場合は百人につき一票の割合で計算し、百人未満の端数は切り捨てる。

第十二條 組合員名簿に故意による不正の登録があつた場合は、その組合の投票は、これを無効とする。

第十三條 知事は、第十條第二項によつて推選委員会から報告された労働者代表委員候補者を公職適否の審査をして、昭和二十三年十二月十五日労働者代表委員に委嘱する。

第十四條 推選委員会は、第十條第二項によつて知事に報告した労働者代表委員候補者及び同予備候補者にして事故を生じたときは、直ちにその補充者を決定して知事に報告するものとする。

前項の補充者の決定に際しては、第十條第二項の規定を準用する。

知事は、労働者代表委員の任期中に事故によつて補充の必要が生じたときは、労働者を代表するものに諮つて、第十條第二項の労働者代表委員予備候補者の中から、これを補充する。

第三章 使用者代表委員

第十五條 知事は、同第三十七條第四項によつて昭和二十三年十月六日に三重縣経営者協会に対し、使用者を代表する委員(以下使用者代表委員という)候補者及び予備候補者を推選すべきことを請求する。

第十六條 前條の請求を受けた三重縣経営者協会は、推選すべき使用者代表委員候補者五名同予備候補者五名を選定し、昭和二十三年十月二十日までに各候補者の職氏名、年令、住所及び経歴を記載した推選書を知事に差し出すものとする。

前項の使用者代表委員候補者の選定については、産業別の振合いを考慮して、決定するものとする。

第十七條 知事は、前條第一項の推選書の提出を受けたときは、令第三十七條第四項によつて昭和二十三年十月二十七日に使用者代表委員候補者の職氏名、年令、住所及び経歴を三重縣公報及び新聞紙上に公表し、公職適否の審査をして昭和二十三年十二月十五日使用者代表委員を委嘱する。

第四章 第三者委員

第十八條 知事は、法第二十六條第二項によつて第三者委員候補者五名以上を選定して前條の使用者代表委員候補者及び第十條第二項の労働者代表委員候補者にこれを提示し、双方の同意を得た五名を公職適否の審査をして、昭和二十三年十二月十五日第三者委員に委嘱する。

第一号様式

三重地方労働委員会推選母体加入証

労働者代表委員候補者推選母体加入証

推選母体の名称		
所在地		
名 称		
組合員数		
代表者氏名		
発行番号		

三 重 縣

(1) 組合員数は、昭和二十三年九月十五日現在で貴組合事務所備付の組合員名簿によつて記入のこと。但し他府縣所在の事務所に勤務している組合員はこの組合員数から除くこと。

(2) 組合員名簿又はこの組合員数に故意による虚偽の記載を

したときは、投票権がなくなりますから注意のこと。
第二号様式
三重地方労働委員会
労働者代表委員選出 投票用紙

候補者氏名	
組合名	
代表者氏名	
組合員数	
発行番号	
名	得票数
三	重
縣	

備考

- (1) ※印欄は記入しないこと。
- (2) 組合員数は三重地方労働委員会労働者代表委員候補者推選母体加入証に記載した数と原則として同一であること。
- (3) 組合員数に故意による虚偽の記載をしたときは無効となるから注意のこと。

●三重縣告示第四百七十七号
昭和二十三年六月三重縣告示第二百二十九号三三縣四日市港務所の管轄区域を次のように改め、昭和二十三年七月十六日から、これを適用する。
昭和二十三年九月十五日
三三縣知事 青木 理

三三縣知事 青木 理

昭和二十三年七月法律第七十五号で定められた四日市港港域。但し海岸を除く。

●三三縣告示第四百十八号
公有水面埋立工事竣功期間伸長について、次のように昭和二十三年九月七日許可した。
昭和二十三年九月十五日
三三縣知事 青木 理

- 一 額 人 度会郡中島村大字阿曾浦 西浦健次
- 一 埋立の場所 度会郡中島村大字道方字柳ヶ谷地先海面百七十坪太合三勾
- 一 及び面積 七十坪太合三勾
- 一 工事竣功期 元 昭和二十三年八月二十七日
新 昭和二十三年十二月三十一日
- 一 間 昭和二十三年六月二十八日
- 一 埋立免許年 月日

●三三縣告示第四百十九号
公有水面埋立について、次のように免許した。
昭和二十三年九月十五日
三三縣知事 青木 理

- 一 額 人 志摩郡船越村一、〇〇八番地
- 一 氏名職業 給大工業 中山彌十郎
- 一 埋立の場所 志摩郡船越村字風ヶ崎地先海面五十坪
- 一 及び面積 造船場
- 一 埋立の目的 造船場
- 一 工事着手及 着手 免許の日から一月
- 一 竣功期限 竣功 昭和二十四年十月七日

一 埋立免許の 昭和二十三年九月九日
年月日

●三三縣告示第四百二十号
公有水面埋立工事竣功期間伸長について、次のように昭和二十三年九月七日許可した。
昭和二十三年九月十五日
三三縣知事 青木 理

- 一 額 人 志摩郡船越村一、四五五番地 山崎次郎
- 一 埋立の場所 志摩郡船越村字コイジ地先海面百九十一坪
- 一 及び面積 三合六勾
- 一 埋立の目的 工事竣功期
- 一 間 元 昭和二十三年七月末日
新 昭和二十四年七月末日
- 一 埋立免許年 月日 昭和二十一年六月八日

●三三縣告示第四百二十一号
公有水面埋立工事竣功期間伸長について、次のように昭和二十三年九月九日許可した。
昭和二十三年九月十五日
三三縣知事 青木 理

- 一 額 人 志摩郡船越村八四一番地 浜口半兵衛
- 一 埋立の場所 志摩郡船越村字水ヶ浦大鼻地先海面二百五十五坪
- 一 及び面積 十五坪
- 一 埋立の目的 工事竣功期
- 一 間 元 昭和二十三年五月三十日
新 昭和二十四年五月三十一日

一 埋立免許年 昭和二十一年三月二十六日
月日

●三三縣告示第四百二十二号
公有水面埋立工事竣功期間伸長について、次のように昭和二十三年九月七日許可した。
昭和二十三年九月十五日
三三縣知事 青木 理

- 一 額 人 志摩郡船越村一、三二二番地ノ一 喜田信吾
- 一 埋立の場所 志摩郡船越村字大鼻地先海面六十三坪四合
- 一 及び面積 二勾
- 一 埋立の目的 工事竣功期
- 一 間 元 昭和二十三年五月三十日
新 昭和二十四年五月三十一日
- 一 埋立免許年 月日 昭和二十二年五月三十一日

●三三縣告示第四百二十三号
公有水面埋立工事の一部設計変更について、次のように昭和二十三年八月三十一日許可した。
昭和二十三年九月十五日
三三縣知事 青木 理

- 一 額 人 志摩郡和具町八九一番地ノ四 藤間熊蔵
- 一 埋立の場所 志摩郡和具町字奥山地先海面
- 一 及び面積 元 二百二十三坪 新 二百二十坪 四合五勾
- 一 埋立の目的 しんじゅ及びかき養殖作業用地
- 一 工事竣功期限 昭和二十三年十二月九日

一 埋立免許年 昭和二十二年十一月十一日

●三重縣告示第四百二十四号

公有水面埋立について、次のように免許した。
昭和二十三年九月十五日

三重縣知事 青木 理

- 一 埋立の場所 北牟婁郡尾鷲町大字矢浜
- 一 氏名 尾鷲造船株式會社
- 一 埋立の目的 北牟婁郡尾鷲町大字中井浦字鵜の浜地先海面五百九十四坪九勾
- 一 工事着手及び竣工期限 造船並に修理場
- 一 埋立免許の日 昭和二十四年十月七日
- 一 埋立免許の年月日 昭和二十三年九月九日

雜 報

三重縣議會では、九月四日公布の三重縣議會事務局條例(三
重縣條例第四十一号)に基づき、同日機構の改革を行い、次の
通り職員をそれぞれ任命した。
(三重縣議會事務局)

總務課

- 總務課長事務取扱 上野 秀次郎
- 主 事 井戸本 正義
- 主 事 荒木 歌子
- 主事補 荒木 歌子

調 査 課

通 知 照 會

●地第一一三三号

昭和二十三年九月十五日

總 務 部 長

各地方事務所長殿
各市町村長殿

市町村職員の昭和二十三年六月以降の年齢に
よる最低保証給について

政府職員の新給與實施に関する法律(昭和二十三年法律第四
十六号)第二十七條の規定に基づき昭和二十三年六月以降の年
齡による最低保証給に関する政令(昭和二十三年政令第二百三
十四号)が八月十七日公布されたから、市町村職員についても
左記によるごととせられたい。

記

第一 政令第一項に規定する職員の受くべき俸給の額とは市町
村職員については昭和二十三年八月六日地第九六八号一昭和
二十三年六月以降の市町村職員の給料等に関する給與條例に

ついで一の通知左記第一の別表を適用して得た額とする。
第二 年齢の計算は、満年計算によつて毎年一月一日、四月一
日、七月一日及び十月一日の現在において年令による最低保
証給の適用の有無を定め、その月以後の給料について、これ
を適用すること。

第三 年齢別最低保証給額表は、次の通りにつき参照のこと。

年 令	最低保 証給額	年 令	最低保 証給額	年 令	最低保 証給額
一三歳	一、四〇〇	一四同	一、五〇〇	一五同	一、六〇〇
一六同	一、五〇〇	一七同	一、六〇〇	一八同	一、七〇〇
一九同	一、六〇〇	二〇同	一、七〇〇	二一同	一、八〇〇
二二同	一、七〇〇	二三同	一、八〇〇	二四同	一、九〇〇
二五同	一、八〇〇	二六同	一、九〇〇	二七同	二、〇〇〇
二八同	一、九〇〇	二九同	二、〇〇〇	三〇同	二、一〇〇
三一同	二、〇〇〇	三二同	二、一〇〇	三三同	二、二〇〇
三四同	二、一〇〇	三五同	二、二〇〇	三六同	二、三〇〇
三七同	二、二〇〇	三八同	二、三〇〇	三九同	二、四〇〇
四〇同	二、三〇〇				

●教第九七三号

昭和二十三年九月十五日

教 育 部 長

各地方事務所長殿
各市町村長殿
各 学 校 長 殿

昭和二十三年度における算数教科教科書取

三重縣公報第六千六百五十五号

昭和二十三年九月十五日

(第三種郵便物認可)

扱いについて 扱いについて、八月二十五日文部省教科書局長から次
の通り注意事項が明示された。これが明瞭にならないと今後の
指導上に大きな支障をきたすことになるから、至急周知徹底方
取り計われない。
なお、六月二日発教九二号の指導内容一覽表は、現在縣にお
いて印刷中であるので、印刷完成次第至急配布の予定であるか
ら念のため申し添える。

記 小学校算数教科中学校数学科教科書使用上の注意
近く、右の後期用の教科書が配給されるが、これ及び前記用
の教科書の取扱について、明年度の指導との関係上、特に次
の点に注意していただきたい。
昭和二十四年度算数、数学科学習指導要領は、改訂される
予定であるがそのうち主要な部分である指導内容一覽表は、す
でに、本年六月二日附発教九二号の通達によつて発表したとお
りである。これによると、現行の教科書の内容とその使用学年
の間にいくちがいができることになる。したがつて本年度は、
右通達を参照して現行教科書を左記の注意事項にもとづいて指
導し、このくちがいを最少限にとどめ、指導の円滑を期する
ように努めていただきたい。

現行さんすう
一 本年度第一学年で使用している本書には、明年度第二学
年で指導すべき内容が大部分はいつているので、その部分は
省略して使用する。省略した部分は、ひきつづき明年度第二

学年で指導する。なお、明年度用として、本書を発行する場合には、書名を「さんすう二」と変更する。

現行さんすう

二 明年度第三学年で指導する内容が大部分はいつているのでそれを省略して使用する。省略した部分は、ひきつづき明年度第二学年で指導する。なお、明年度用として本書を発行する場合には、書名を、「さんすう三」と変更する。

現行算数

三 大部分は第三学年の指導内容であるが、一部第四学年の指導内容もいつているので、この部分は、省略して使用する。なお、明年度第四学年は文部省新編纂の「小学生の算数第四学年用」を使用する。

現行算数第四学年上・下

明年度第五学年で指導すべき内容か、大部はいつているので、それを省略して使用する。省略した部分は、ひきつづき明年度第五学年で指導する。なお、明年度用として本書を発行する場合には、書名を「算数第五学年上・下」と変更する。

現行算数第五学年上・下

明年度第六学年で指導すべき内容が大部はいつているのでそれを省略して使用する。省略した部分はひきつづき明年度第六学年で指導する。なお、明年度用として本書を発行する場合には、書名を「算数第六学年上・下」と変更する。

現行算数第六学年上・下

明年度中学校第一学年で指導すべき内容が大部はいつているので、それを省略して使用する。明年度中学校第一学年は、

文部省新編纂の「中学生の数学一」を使用する。

中等数学第一学年(1)・(2)

明年度第二学年は第二学年用書とともに、ひきつづき本書をも使用する。したがって第二学年において指導すべき内容は、本年は、これを省略して使用する。

中等数学第二学年(1)・(2)

明年度第三学年において、指導すべき内容が一部あるからこれを省略して使用する。明年度第三学年は、ひきつづき本書の「下」を中等数学第三学年用とともに使用する。

中等数学第三学年(1)・(2)

前記通達を参照して、本年度に大体ぜんぶを指導し終るようにする。